第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	5,000,000,000
計	5,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（平成17年３月31日）	提出日現在発行数（株）（平成17年６月30日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	2,070,018,213	2,070,018,213	東京・大阪・名古屋各市場第一部、フランクフルト、ロンドン、スイス	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	2,070,018,213	2,070,018,213	－	－

（注） 提出日現在の株式の発行数には、平成17年６月１日から本報告書提出日までの間の新株予約権の行使（旧商法に基づく新株引受権の行使を含む。）により発行した株式の数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

① 2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成14年５月27日発行）

	事業年度末現在（平成17年３月31日）	提出日の前月末現在（平成17年５月31日）
新株予約権付社債の残高（百万円）	250,000	250,000
新株予約権の数（個）	50,000	50,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	208,159,866	208,159,866
新株予約権の行使時の払込金額（円／株）	1,201	1,201
新株予約権の行使期間	平成14年６月10日 ～平成21年５月13日（注）	平成14年６月10日 ～平成21年５月13日（注）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,201 資本組入額 601	発行価格 1,201 資本組入額 601
新株予約権の行使の条件	(1) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権の行使はできないものとする。 (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	(1) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権の行使はできないものとする。 (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡制限はない。	譲渡制限はない。

（注） 繰上償還の場合には、当該償還日の前銀行営業日までであります。

提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（旧商法第280条ノ19第１項に基づく新株引受権（ストックオプション））は次のとおりであります。

①　平成12年６月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 （平成17年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成17年５月31日）
新株予約権の数	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（千株）	775	695
新株予約権の行使時の払込金額（円／株）	3,563	3,563
新株予約権の行使期間	平成12年８月１日 ～平成22年６月29日	平成12年８月１日 ～平成22年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,563 資本組入額　1,782	発行価格　3,563 資本組入額　1,782
新株予約権の行使の条件	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2) に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成12年６月29日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2) に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成12年６月29日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	・権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

② 平成13年６月26日定時株主総会決議

	事業年度末現在 （平成17年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成17年５月31日）
新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（千株）	1,060	980
新株予約権の行使時の払込金額（円／株）	1,450	1,450
新株予約権の行使期間	平成13年８月１日 ～平成23年６月26日	平成13年８月１日 ～平成23年６月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,450 資本組入額 725	発行価格 1,450 資本組入額 725
新株予約権の行使の条件	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2) に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成13年６月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2) に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成13年６月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	・権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成13年３月31日	2,800（注）１．	1,977,227	1,398（注）１．	314,652	1,398（注）１．	380,170
	11,488（注）２．		7,007（注）２．		8,977（注）２．	
平成14年３月31日	19,452（注）３．	2,001,962	9,706（注）３．	324,624	9,706（注）３．	394,441
	5,281（注）４．		264（注）４．		4,564（注）４．	
平成15年３月31日	－	2,001,962	－	324,624	－	394,441
平成16年３月31日	－	2,001,962	－	324,624	△300,000（注）５．	94,441
平成17年３月31日	1（注）６．	2,001,963	0（注）６．	324,625	0（注）６．	94,442
	68,054（注）７．	2,070,018	－（注）７．	324,625	23,670（注）７．	118,113

（注）１．転換社債の株式への転換（平成12．４．１～13．３．31）

２．新株引受権の行使（平成12．４．１～13．３．31）

３．転換社債の株式への転換（平成13．４．１～14．３．31）

４．富士通システムコンストラクション株式会社との株式交換

株式交換日　：平成13年８月１日

株式交換比率：富士通システムコンストラクション株式会社の株式１株につき当社の新株式0.741株の割合

５．商法第289条第２項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。（平成15年８月９日）

６．転換社債の株式への転換（平成16．４．１～17．３．31）

７．富士通サポートアンドサービス株式会社との株式交換

株式交換日　：平成16年10月１日

株式交換比率：富士通サポートアンドサービス株式会社の株式１株につき当社の新株式2.72株の割合

８．当事業年度末日後、平成17年５月31日までの発行済株式数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成17年５月31日	－	2,070,018	－	324,625	－	118,113

(4) 【所有者別状況】

平成17年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	218	92	2,095	647	88	212,298	215,438	－
所有株式数（単元）	－	596,852	18,408	301,013	562,944	277	569,634	2,049,128	20,890,213
所有株式数の割合（%）	－	29.13	0.90	14.69	27.47	0.01	27.80	100	－

（注）１．自己株式2,194,282株は「個人その他」に2,194単元及び「単元未満株式の状況」に282株を含めて記載しております。
なお、自己株式2,194,282株は株主名簿記載上の株式数であり、平成17年３月31日現在の実保有株式数は2,193,272株であります。

２．「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ310単元及び314株含まれております。

３．富士電機グループ各社が退職給付信託として信託銀行に信託している当社株式138,239単元は、「その他の法人」に記載しております。

(5) 【大株主の状況】

平成17年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番３号	163,137	7.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	103,885	5.02
富士電機ホールディングス株式会社	川崎市川崎区田辺新田１番１号	94,663	4.57
富士電機システムズ株式会社	東京都千代田区三番町６番地17号	63,220	3.05
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン（常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行）	英国・ロンドン	48,443	2.34
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー（常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行）	米国・ボストン	44,468	2.15
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目７番３号	40,299	1.95
富士電機機器制御株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町５番７号	38,574	1.86
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103（常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行）	米国・ボストン	34,204	1.65
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号	32,654	1.58
計	－	663,550	32.06

（注）１．日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数は、各行の信託業務に係るものです。

２．富士電機ホールディングス株式会社、富士電機システムズ株式会社及び富士電機機器制御株式会社の所有株式のうち、それぞれ1,962千株、62,799千株、38,194千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権の行使については、それぞれ各社の指図により行使されることとなっております。上記を含め、富士電機グループが退職給付信託財産として所有する当社株式は、合計138,242千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.68%）であります。

３．株式会社みずほコーポレート銀行の所有株式のうち、212千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権行使については、株式会社みずほコーポレート銀行の指図により行使されることとなっております。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成17年３月31日現在

区分	株式数（株）		議決権の数（個）	内容
無議決権株式		－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）		－	－	－
議決権制限株式（その他）		－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式	2,317,000	－	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式	2,046,811,000	2,046,811	同上
単元未満株式	普通株式	20,890,213	－	同上
発行済株式総数		2,070,018,213	－	－
総株主の議決権		－	2,046,811	－

（注） 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、310,000 株（議決権の数310個）含まれております。

②【自己株式等】

平成17年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
富士通㈱	東京都港区東新橋一丁目５番２号	2,193,000	－	2,193,000	0.11
富士テレコム㈱	東京都板橋区板橋一丁目53番２号	83,000	－	83,000	0.00
北陸コンピュータ・サービス㈱	石川県金沢市駅西本町二丁目７番21号	18,000	－	18,000	0.00
㈱北海道電子計算センター	札幌市中央区南一条西十丁目２	10,000	－	10,000	0.00
㈱テクノプロジェクト	島根県松江市学園南二丁目10番14号	9,000	－	9,000	0.00
中央コンピューター㈱	大阪市北区西天満五丁目14番10号	4,000	－	4,000	0.00
計	－	2,317,000	－	2,317,000	0.11

（注） 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が上記「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の欄に1,000株（議決権の数１個）含まれております。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しており、旧商法第280条ノ19の規定に基づき、下表①、②の付与対象者に対して新株引受権を付与することを、平成12年６月29日及び平成13年６月26日開催の定時株主総会において決議しております。

当該制度の内容は次のとおりであります。

① 平成12年６月29日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成12年６月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役32名及び従業員のうち取締役に準ずる職責を持つ経営幹部15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

（注） 新株発行価額は、権利付与日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる）又は権利付与日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い方とする。

なお、権利付与日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（転換社債の転換及び新株引受権の権利行使の場合を除く）には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券又は時価を下回る価額をもって新株を引き受ける権利を付与された証券を発行する場合も同様とする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、権利付与日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 平成13年６月26日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成13年６月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役32名及び従業員のうち取締役に準ずる職責を持つ経営幹部18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

（注） 新株発行価額は、権利付与日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる）又は権利付与日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い方とする。

なお、権利付与日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（転換社債の転換及び新株引受権の権利行使の場合を除く）には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券又は時価を下回る価額をもって新株を引き受ける権利を付与された証券を発行する場合も同様とする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、権利付与日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

２【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社の利益配分の考え方は、株主に安定的な利益の還元を図るとともに、財務体質の強化及び業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、内部留保を充実することであります。

単独決算は当期純損失を計上いたしましたが、これにより将来の財務リスクが軽減されたこと、現金支出をともなう損失ではないこと、また今後も収益は回復基調にあり、継続して安定的な収益及びキャッシュ・フローを見込んでいることから、当期の１株当たりの利益配当は３円とし、年間で６円（うち中間配当３円）の配当を実施いたしました。

なお、第105期の中間配当についての取締役会決議は平成16年10月28日に行っております。

４【株価の推移】

(1) 【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期
決算年月	平成13年３月	平成14年３月	平成15年３月	平成16年３月	平成17年３月
最高（円）	3,780	1,815	1,094	752	788
最低（円）	1,386	711	307	300	595

（注）　株価は東京証券取引所（市場第一部）における市場相場であります。

(2) 【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成16年10月	11月	12月	平成17年１月	２月	３月
最高（円）	668	668	670	671	690	687
最低（円）	610	615	627	595	598	634

（注）　株価は東京証券取引所（市場第一部）における市場相場であります。

５【役員の状況】

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数（千株）
代表取締役会長	秋草　直之	昭和13年12月12日	昭和36年４月　当社入社 昭和61年12月　システム本部長代理 昭和63年６月　取締役 平成３年６月　常務取締役 平成４年６月　専務取締役 平成10年６月　代表取締役社長 平成15年６月　代表取締役会長（現在に至る）	15
代表取締役社長	黒川　博昭	昭和18年４月９日	昭和42年４月　当社入社 平成10年６月　ソフト・サービス事業推進本部副本部長 平成11年６月　取締役 平成13年４月　常務取締役 平成14年６月　常務執行役 平成15年４月　経営執行役副社長 平成15年６月　代表取締役社長（現在に至る）	8
取締役	沢　邦彦	昭和11年６月３日	昭和34年４月　富士電機製造㈱（現　富士電機ホールディングス㈱）入社 平成７年６月　同社代表取締役副社長 平成10年６月　当社取締役（現在に至る） 平成10年６月　富士電機㈱（現　富士電機ホールディングス㈱）代表取締役社長（現在に至る）	3
取締役	大浦　溥	昭和９年２月14日	昭和31年４月　当社入社 昭和60年６月　当社取締役 昭和63年６月　常務取締役 平成元年６月　㈱アドバンテスト代表取締役社長 平成13年６月　同社代表取締役会長（現在に至る） 平成15年６月　当社取締役（現在に至る）	36
取締役	野中　郁次郎	昭和10年５月10日	昭和53年４月　南山大学経営学部教授 昭和54年１月　防衛大学校教授 昭和57年４月　一橋大学商学部附属産業経営研究施設教授 平成７年２月　北陸先端科学技術大学院大学教授併任 平成９年５月　カリフォルニア大学ゼロックス知識学ファカルティ・フェロー（現在に至る） 平成12年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現在に至る） 平成16年６月　当社取締役（現在に至る）	0
取締役副会長	高島　　章	昭和14年３月18日	昭和38年４月　通商産業省（現　経済産業省）入省 平成８年８月　㈱日本総合研究所顧問 平成９年６月　当社常務取締役 平成12年４月　専務取締役 平成14年６月　取締役専務執行役 平成16年６月　取締役副会長（現在に至る）	10
取締役専務	小倉　正道	昭和21年６月30日	昭和44年４月　当社入社 平成12年４月　電子デバイス事業本部副本部長 平成12年６月　取締役 平成14年６月　常務執行役 平成15年４月　経営執行役専務（現在に至る） 平成15年６月　取締役専務（現在に至る）	7

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数（千株）
取締役専務	小野　敏彦	昭和22年４月19日	昭和48年２月　当社入社 平成12年４月　電子デバイス事業本部副本部長 平成13年６月　当社取締役 平成14年６月　執行役 平成15年４月　経営執行役常務 平成16年６月　取締役専務（現在に至る）	3
取締役専務	伊東　千秋	昭和22年10月10日	昭和45年４月　当社入社 平成11年６月　パーソナルビジネス本部第二パーソナルシステム事業部長 平成12年９月　パーソナルビジネス本部長代理 平成13年４月　パーソナルビジネス本部長 平成14年６月　当社執行役 平成15年４月　経営執行役常務 平成16年６月　取締役専務（現在に至る）	6
取締役専務	間塚　道義	昭和18年10月17日	昭和43年４月　富士通ファコム㈱入社 昭和46年４月　当社転社 平成11年６月　産業営業本部長 平成13年４月　東日本営業本部長 平成13年６月　当社取締役 平成14年６月　執行役 平成15年４月　経営執行役常務 平成17年６月　取締役専務（現在に至る）	4
常勤監査役	高谷　卓	昭和17年２月18日	昭和40年４月　当社入社 平成７年６月　当社取締役 平成11年６月　常務取締役 平成12年４月　専務取締役 平成13年４月　代表取締役副社長 平成15年４月　代表取締役 平成15年６月　常勤監査役（現在に至る）	15
常勤監査役	稲垣　博正	昭和20年７月26日	昭和45年４月　当社入社 平成８年６月　システム本部第一システム事業部長 平成12年12月　システム本部長代理 平成13年10月　システムインテグレーション事業本部長代理 平成14年６月　システムインテグレーション事業本部副本部長 平成15年４月　当社経営執行役 平成16年６月　常勤監査役（現在に至る）	7
監査役	稲葉　善治	昭和23年７月23日	昭和58年９月　ファナック㈱入社 平成元年６月　同社取締役 平成４年６月　同社常務取締役 平成７年６月　同社専務取締役 平成13年５月　同社代表取締役副社長 平成15年６月　同社代表取締役社長（現在に至る） 平成16年６月　当社監査役（現在に至る）	0
監査役	石原　民樹	昭和18年７月３日	昭和41年４月　㈱第一銀行（現　㈱みずほ銀行）入行 平成９年６月　㈱第一勧業銀行（現　㈱みずほ銀行）代表取締役副頭取 平成13年６月　清和興業㈱（現　清和綜合建物㈱）代表取締役社長（現在に至る） 平成17年６月　当社監査役（現在に至る）	0

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数（千株）
監査役	山室　惠	昭和23年３月８日	昭和49年４月　東京地方裁判所判事補 昭和59年４月　東京地方裁判所判事 昭和63年４月　司法研修所教官 平成９年４月　東京高等裁判所判事 平成16年７月　弁護士登録 平成16年７月　弁護士法人キャスト（現　弁護士法人キャスト糸賀）参画（現在に至る） 平成16年10月　東京大学大学院法学政治学研究科教授（現在に至る） 平成17年６月　当社監査役（現在に至る）	0
計				116

（注）１．取締役　沢邦彦、野中郁次郎の両氏は、商法第188条第２項第７号ノ２に定める社外取締役であります。
２．監査役　稲葉善治、石原民樹及び山室惠の３氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

６【コーポレート・ガバナンスの状況】

（１）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求し、同時に事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要であります。これを実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であるとの基本的な考え方のもと、当社では社外役員の積極的任用により経営の透明性と健全性を確保するとともに、経営の監督機能と執行機能の分離を行うことによって意思決定を迅速に行い、同時に経営責任を明確にすることに努めております。監督と執行の２つの機関間での緊張感を高めることにより、経営の透明性を図りつつ効率性を一層向上させてまいります。

（２）コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

（ｉ）会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

①会社の機関の内容及び内部統制

当社の経営の監督機関としては取締役会があり、その配下の執行機関である経営戦略会議と経営会議に代表される執行機能の経営監督を行います。執行機関のうち、経営戦略会議では、経営に関する基本方針、戦略について討議し決定いたします。経営会議では、経営執行に関する重要事項について決定いたします。なお、経営戦略会議及び経営会議に付議された事項は、各会議での討議の概要も含め取締役会に報告され、特に重要な事項については、取締役会にて決定いたします。

また、監査機能として監査役（会）があります。監査役（会）は取締役会及び執行機能の監査を行います。

なお、取締役会は、社内取締役８名、社外取締役２名の合計10名で、監査役会は社内監査役２名、社外監査役３名の合計５名で構成されております。

②監査役監査、内部監査及び会計監査の状況

当社は監査役制度を採用しております。監査役は、取締役会及び経営会議、経営戦略会議などの経営執行における重要な会議に出席し意見を述べるとともに、必要に応じ各執行組織に直接聴取を行うなどの方法により、取締役会及び執行機能の監査を行います。

また、内部監査部門として、コーポレートセンターに経営監査部を設置しております。経営監査部は、社内及び関係会社の業務監査を行い、業務の改善提案を行うとともに、監査結果を経営会議で定期的に報告しております。

会計監査人である新日本監査法人は、監査役会に対し、監査計画及び監査結果を報告するとともに、必要に応じて意見交換するなど、連携して監査業務を行っております。

なお、当社の会計監査業務を執行した新日本監査法人所属の公認会計士は鈴木洋二（当社の継続監査年数21年）、池上玄（同11年）、持永勇一（同８年）、角田伸理之の４名であります。また、監査補助者として新日本監査法人所属の公認会計士22名、会計士補15名が監査業務に従事しております。

③会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係の概要

１）社外取締役及び社外監査役との利害関係

当社の社外取締役及び社外監査役は次のとおりであり、各社外取締役及び監査役と特別の利害関係はありません。

社外取締役：沢　邦彦、野中　郁次郎

社外監査役：稲葉　善治、石原　民樹、山室　惠

２）社外取締役及び社外監査役が取締役または監査役に就任する会社との利害関係

取締役　沢　邦彦が代表取締役を務める富士電機ホールディングス株式会社を持株会社とする富士電機グループは、当社の株式の4.74％を所有するほか、退職給付信託として当社の株式の6.68％を所有しております。また、提出日現在、当社の相談役が富士電機ホールディングス株式会社の取締役に就任しており、当社は同社の株式の9.96％を所有しております。同社と当社の間には営業取引関係があります。

当社は、監査役　稲葉　善治が代表取締役を務めるファナック株式会社の株式の7.78％を所有しており、提出日現在、当社の代表取締役が同社の監査役に就任しております。同社と当社の間には営業取引関係があります。

また、監査役　石原　民樹が代表取締役を務める清和綜合建物株式会社は当社の株式の0.04％を所有しており、同社と当社グループの間には営業取引関係があります。

なお、商法上の社外取締役ではありませんが、取締役　大浦　溥が代表取締役を務める株式会社アドバンテストにつきましては、当社は、その株式の10.09％を退職給付信託として所有しており、提出日現在、当社の代表取締役、監査役が同社の監査役に就任しております。同社と当社の間には営業取引関係があります。

（ⅱ）会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

富士通グループの目標、指針、行動の規範を定めた「The FUJITSU Way」の浸透、定着を一層加速するため、平成16年７月に経営会議直属の委員会として「The FUJITSU Way推進委員会」及び「行動の規範推進委員会」を設置し、The FUJITSU Wayの活動の一環として、リスクマネジメントの推進と、内部統制に関する体制・仕組みの構築を推進いたしました。さらに、従来独自に活動していた「リスク管理委員会」及び「環境委員会」をその下部機能として再編し、これらの活動を通じて「The FUJITSU Way」に則したコーポレート・ガバナンスの実現を推進しております。

・行動の規範推進委員会（新設）

社会規範及び社内ルールの浸透の徹底、規範遵守の企業風土の醸成とそのための社内体制／仕組みの構築を推進しております。平成16年９月より、社員からの内部通報・相談の窓口として「ヘルプライン制度」を設け、行動の規範の徹底に努めております。

・リスク管理委員会

具体的な発生事案に関する情報の把握と発生リスクによるお客様及び富士通グループ全体への影響を極小化するための対策を行います。重要な事項は、経営会議や取締役会に報告し対応を協議するとともに、富士通グループ全体への周知徹底を行い、富士通グループ全体での危機管理体制の強化を図っております。

・環境委員会

富士通グループ環境方針、富士通グループ環境行動計画に基づき、富士通グループ全体での環境活動の推進・強化を図っております。

（ⅲ）役員報酬の内容

当事業年度中に当社の取締役及び監査役に支払った報酬の額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	定額報酬		賞　与		退職慰労金	
	人　数	支払総額	人　数	支払総額	人　数	支払総額
取締役	12名	273	７名	67	１名	11
（内、社外取締役）	２名	6	－	－	－	－
監査役	７名	53	２名	13	２名	44
合計	19名	327	９名	81	３名	55

（注）１．株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。

取締役　月額60百万円以内（平成３年度定時株主総会）

監査役　月額５百万円以内（平成元年度定時株主総会）

（注）２．賞与は、平成16年６月の定時株主総会決議による利益処分に基づき支給されたものであります。

（注）３．取締役及び監査役の人数は、平成16年６月に退任した取締役及び監査役を含みます。

（ⅳ）監査報酬の内容

当社及び連結子会社が新日本監査法人に対して支払うべき公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項に規定する業務に基づく報酬等の額は、524百万円であります。このうち、当社が支払うべき報酬等の額は151百万円であります。なお、証券取引法（昭和23年法律第25号）に基づく監査の報酬と株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）（以下、監査特例法）に基づく監査の報酬を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は監査特例法に基づく監査の報酬を含みます。

上記以外の業務に基づく報酬の内容はありません。